

VIII 青果物及び畜産物流通の部

この部には、青果物及び畜産物の流通に関する統計を収録した。

各統計の概要については、以下のとおりである。

1 青果物の流通量及び価格

「青果物卸売市場調査」の結果から関連する統計を収録した。

調査の概要については、以下のとおりである。

(1) 調査の目的

全国の主要な青果物卸売市場及び全農青果センターにおける青果物の卸売数量、卸売価額を調査し、価格形成の実態等を明らかにするとともに、青果物の価格安定対策、生産出荷安定対策、流通改善対策等に資することを目的としている。

(2) 調査の対象

ア 調査の範囲

青果物卸売市場が開設されている全国の主要都市を調査の範囲とした。なお、主要都市とは、以下のいずれかに該当するものをいう。

- (ア) 中央卸売市場が開設されている都市
- (イ) 県庁が所在する都市
- (ウ) 人口が20万人以上で、かつ青果物の年間取扱数量がおおむね6万t以上の都市

イ 調査対象

(ア) 主要都市に所在する青果物卸売会社
中央卸売市場が開設されている都市は全ての卸売会社を、上記(イ)、(ウ)の都市については年間取扱数量の多い順に都市の80%を上回るまでの青果物卸売会社を対象とした。

なお、上記(ア)の都市のうち東京都及び大阪府は、それぞれの中央卸売市場の開設区域外の卸売市場について、年間取扱数量の80%を上回るまでの青果物卸売会社についても対象とした。

(イ) J A全農青果センター

全国農業協同組合連合会が設置しているJ A全農青果センターを調査対象とした。

(3) 調査期間

1月から12月までの1年間とした。

(4) 調査方法

調査対象者が作成した調査票データ、電磁的記

録媒体をオンライン又は郵送により収集する方法によった。

(5) 調査品目

ア 野菜

全国の青果物卸売市場で取扱数量が多い主要50品目

だいこん、かぶ、にんじん、ごぼう、たけのこ、れんこん、はくさい、みずな、こまつな、その他の菜類、ちんげんさい、キャベツ、ほうれんそう、ねぎ、ふき、うど、みつば、しゅんぎく、にら、セルリー、アスパラガス、カリフラワー、ブロッコリー、レタス、パセリ、きゅうり、かぼちゃ、なす、トマト、ミニトマト、ピーマン、ししとうがらし、スイートコーン、さやいんげん、さやえんどう、実えんどう、そらまめ、えだまめ、かんしょ、ばれいしょ、さといも、やまのいも、たまねぎ、にんにく、しょうが、生しいたけ、なめこ、えのきだけ、しめじ、その他の野菜

イ 果実

全国の青果物卸売会社で取扱数量が多い44品目・品種（うち輸入果実9品目）

(ア) 国産果実

みかん、ネーブルオレンジ、甘なつみかん、いよかん、はっさく、その他の雑かん、りんご（つがる、ジョナゴールド、王林、ふじ、その他のりんご）、日本なし（幸水、豊水、新高、二十世紀、その他のなし）、西洋なし、かき（甘がき、渋がき（脱渋を含む）、びわ、もも、すもも、おうとう、うめ、ぶどう（デラウェア、巨峰、その他のぶどう）、くり、いちご、メロン（温室メロン、アンデスメロン、その他のメロン（まくわうりを含む）、すいか、キウイフルーツ、その他の国産果実

(イ) 輸入果実

バナナ、パイナップル、レモン、グレープフルーツ、オレンジ、おうとう、キウイフルーツ、メロン、その他の輸入果実

(6) 定義及び用語の解説

ア 全国計は、食料産業局が所有する全国の地方卸売市場における直近の年度の野菜及び果実の

総量及び金額の情報のうち調査対象の卸売会社を除いた情報、その年度に合わせて集計した本調査の調査結果及び、卸売市場ごとの卸売数量、卸売価額を用いて推定している。

- イ 本調査の対象とする青果物は「生鮮品」であり、「加工品」は含まない。
- ウ 卸売数量とは、青果物卸売市場で「せり」、「入札」又は「相対」の方法で取引された数量をいう。
- エ 卸売価額とは、青果物卸売市場における取扱金額で、消費税を含む。

2 食肉の流通

「と畜場統計調査」及び「食肉卸売市場調査」の結果から関連する統計を収録した。

調査の概要については、以下のとおりである。

- (1) 調査の目的
畜産物の生産量、取引数量、価格等を把握し、畜産に関する生産・出荷の調整、価格安定等各種施策の資料とすることを目的としている。
- (2) 調査の対象
 - ア と畜場統計調査
全国全てのと畜場
 - イ 食肉卸売市場調査
食肉中央卸売市場（全国10市場）及び指定市場（同18市場）に所在する卸売会社（同28社）。
- (3) 調査期間
1月から12月までの1年間とした。
- (4) 調査方法
調査対象者が作成した調査票、調査票データを郵送又はオンラインにより収集する方法、統計調査員が調査対象者に対し面接による聞き取り又は関係諸帳簿を閲覧する方法等によった。
- (5) 定義及び用語の解説
 - ア 枝肉生産量は、都道府県別と畜頭数に1頭当たり平均枝肉重量を乗じて算出した。
 - イ 取引成立頭数とは、上場された頭数のうち食肉卸売市場で卸売された頭数をいう。
 - ウ 枝肉の1kg当たり卸売価格とは、枝肉の総価額を総重量で除して算出した価格で、消費税を含む。

3 鶏卵の流通

「鶏卵流通統計調査」の結果から関連する統計を収

録した。

調査の概要については、以下のとおりである。

- (1) 調査の目的
鶏卵の生産量、出荷量及び入荷量を把握し、鶏卵に関する生産・出荷の調整、価格安定等各種施策の資料とすることを目的としている。
- (2) 調査の対象
都道府県内生産者からの直接集荷量が年間10t以上の集出荷機関のうち、原則として多い方から順に都道府県内集荷量の累計が60%以上となる集出荷機関を調査対象とした。
- (3) 調査期間
1月から12月までの1年間とした。
- (4) 調査方法
調査対象集出荷期間が作成した調査票を郵送又はオンラインにより回収する方法、調査員による面接又は関係諸帳簿を閲覧する方法等によった。
- (5) 定義及び用語の解説
 - ア 生産量とは、食用、加工用、種卵、自家消費等として生産された鶏卵の数量をいう。

4 生乳生産量及び処理量

「牛乳乳製品統計調査」の結果から関連する統計を収録した。

調査の概要については、以下のとおりである。

- (1) 調査の目的
本調査は、牛乳及び乳製品の生産に関する実態を明らかにし、畜産行政のための資料とすることを目的としている。
- (2) 調査の対象
全国の牛乳処理場及び乳製品工場とした。
ただし、アイスクリームのみを製造する乳製品工場のうち、年間生産量が5万リットルに満たない工場、乳飲料、はっ酵乳及び乳酸菌飲料のみを製造する牛乳処理場のうち、生乳を処理しない工場は調査対象から除外した。したがって、アイスクリーム、乳飲料、はっ酵乳及び乳酸菌飲料については、調査対象以外の工場における生産があるので、利用に当たっては留意されたい。
- (3) 調査期間
1月から12月までの1年間とした。
- (4) 調査方法
農林水産大臣が委託した民間事業者が調査対象に郵送により調査票を配布・回収する方法、調査

対象が作成した電子調査票をオンラインにより回収する方法による。

(5) 定義及び用語の解説

ア 生乳とは、搾乳したままの人の手を加えない乳用牛の乳をいう。

イ 生乳生産量とは、初乳（分娩後5日以内の乳）を除く生乳の総量をいい、牛乳処理場・乳製品工場出荷された生乳のほか、生産者の自家飲用や子牛のほ乳用等を含む。

ウ 生乳処理量とは、牛乳等及び乳製品を製造するために仕向けた生乳の量等をいう。

エ 牛乳等向けとは、牛乳、成分調整牛乳、加工乳、乳飲料、はっ酵乳及び乳酸菌飲料向けに仕向けたものをいう。

オ 乳製品向けとは、生乳のまま乳製品（れん乳、粉乳、バター、クリーム、チーズ、アイスクリーム等）に仕向けたものをいう。

この部についての照会先

生産流通消費統計課 電話 (075)414-9660